

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年9月7日
【会社名】	株式会社アイフリーク モバイル
【英訳名】	I-FREEK MOBILE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上原 彩美
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 紀伊 克彦
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 紀伊 克彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 140,700,000円 新株予約権証券 2,085,000円 新株予約権証券の発行金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 218,085,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク モバイル 東京支店 (東京都新宿区新宿二丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,050,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 当社普通株式に係る募集（以下、「本新株式」という。）は、平成28年9月7日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 振替機関の名称及び住所  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,050,000株	140,700,000	70,350,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,050,000株	140,700,000	70,350,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は70,350,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
134	67	100株	平成28年9月26日（月）	-	平成28年9月26日（月）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本普通株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとし、なお、「総数引受契約」が締結されない場合、株式の割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アイフリーク モバイル 管理部	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西日本シティ銀行 大名支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番28号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,500個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	2,085,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,390円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年9月26日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アイフリーク モバイル 管理部 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
払込期日	平成28年9月26日(月)
割当日	平成28年9月26日(月)
払込取扱場所	株式会社西日本シティ銀行 大名支店

(注) 1. 株式会社アイフリーク モバイル第13回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)は、平成28年9月7日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、「総数引受契約」が締結されない場合、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,500,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。)但し、本欄第2項及び4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額(以下「行使価額」という。)は、144円とする。但し、本欄第2項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、平成28年9月7日取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。本項第(2)号において同じ。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式について株式の分割をする場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。  
本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当による場合を含む）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。  
当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。  
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>本項第(2)号 に定める取得請求権付株式にかかる取得請求権又は新株予約権について、その行使が可能な期間が満了した場合（但し、当該権利の全部が行使された場合を除く。）</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,085,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る新株予約権の目的である株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年9月27日から平成31年9月26日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイフリーク モバイル 管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社西日本シティ銀行 大名支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）に係る終値単純平均が、行使価額に1.2を乗じた額（小数点以下第一位四捨五入）を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求できるものとし、本新株予約権者は、かかる請求を受けた場合には、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに当該請求のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努めるものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、以下の場合は、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)</p> <p>(2) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき</p> <p>(3) 普通株式についての株式の併合(普通株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたとき</p> <p>(4) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき</p> <p>(5) 当社の普通株式が上場廃止となったとき</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、当社の普通株式の10連続取引日(終値のない日を除く)に係る終値単純平均が、行使価額に1.8を乗じた額(小数点以下第一位四捨五入)を上回った場合には、本新株予約権者に対して本新株予約権の行使請求をすることを請求できるものとし、当社は、当該請求の日から10日以内に本新株予約権者が行使請求しなかった本新株予約権の全部又は一部を、当社取締役会が定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、下記の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付する旨を組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の普通株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に準じるが、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p>

	<p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄、本欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、下記(注)3に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日(行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前11時までに当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前11時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。)に発生する。
3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
4. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株式発行によるもの

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
140,700,000	4,100,000	136,600,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成諸費用(約500,000円)、弁護士費用(約2,500,000円)、登記費用(約600,000円)、割当予定先調査費用(約500,000円)などです。



## 新株予約権によるもの

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
218,085,000	6,900,000	211,185,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（2,085,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（216,000,000円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成諸費用（約500,000円）、弁護士費用（約4,000,000円）、登記費用（約900,000円）、割当予定先調査費用（約500,000円）、新株予約権発行価額評価費用（約1,000,000円）などあります。

## (2) 【手取金の使途】

## 新株式発行による調達額

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
社債償還費用	136,600,000	平成29年4月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 新株式発行にて得られる調達資金から、新株式発行諸費用概算額約4.1百万円を差し引いた金額を調達額としています。
3. 本新株式の発行による調達額約136百万円は、「資金調達の目的」に記載のとおり、平成29年4月の社債償還に備える資金として確保いたします。

## 新株予約権による調達額

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
社債償還費用	63,400,000	平成29年4月
CCS事業における運転資金及び人材採用費	65,000,000	平成28年10月～平成31年9月
既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用	82,785,000	平成28年10月～平成31年9月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 新株予約権にて得られる調達資金から、新株予約権発行諸費用概算額約6.9百万円を差し引いた金額を調達額としています。
3. 本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況となり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の市場環境等を鑑み、本新株予約権で調達できない資金については、上記具体的な使途以外の施策費の削減等を通じて捻出するなど、他の施策における投資も含め、選択と集中を行いながら資金繰りを検討してまいります。
4. 本新株式の発行による調達額は、「資金調達の目的」に記載のとおり、本新株発行の資金使途である社債償還費用に充てますが、社債償還金額である200百万円には63百万円不足となることを見込まれるため、その不足額に備えるため、本新株予約権の発行を行うことといたしました。
- また、「資金調達の目的」に記載のとおり、既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用並びにコンテンツ・クリエイター・サービス（以下「CCS事業」という。）の開始を想定した取り組みを行うための資金需要として、CCS事業における運転資金及び人材採用費 既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用が見込まれるところ、これらの費用については本新株予約権の発行により備えることといたしました。

CCS事業における運転資金及び人材採用費について、「資金調達の目的」に記載のとおり、当社では、既存のシステムエンジニアサービス（以下、「SES事業」という。）と新たな事業としての労働者派遣事業の総称をCCS事業と呼んでおりますが、新たに平成29年1月を目途に、労働者派遣事業の許可取得及び事業開始を行う予定としており、当該事業開始に伴う事業拡大による、運転資金及び人材採用費の増加に備えるため、本新株予約権の発行による調達資金の内、65百万円をこれらの運転資金及び人材採用費に充てることといたしました。

既存事業であるモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の強化費用について、「資金調達の目的」に記載のとおり、現在の財務状況を鑑みると、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保と育成への積極的な取り組みが行えていない状況であります。そのため、投資効果の高いと見込まれる事業であるデコメ・スタンプ配信サービス「デココレ」、写真加工アプリ「photodeco+」及び教育・知育アプリ「森のえほん館」に新規投資を行うことといたします。

「デココレ」及び「photodeco+」に関しては、それらの売上高及び利益の向上を目指して、アフィリエイトを実施するための広告費用が発生する見込みであり、更に、「デココレ」に関しては、更なる売上高及び利益の向上とリピーターの獲得を目指して、純広告を実施するための広告費用の発生が見込まれることから、本新株予約権の発行による調達資金の内、36百万円を当該広告費用に充てることといたしました。

「森のえほん館」に関しては、会員数の増加対策のためのシステム改修費用及び企業とのタイアップのための営業強化のための人材採用費に備えるため、本新株予約権発行による調達資金の内、47百万円を当該システム改修費用及び人材採用費に充てることといたしました。

#### （資金調達の目的）

当社の関連するモバイルコンテンツ業界におきましては、携帯電話利用者のフィーチャーフォンからスマートフォン（以下「SP」という。）への端末変更がより一層進み、さらに、タブレット端末の利用者が増えた結果、SP及びタブレット端末（以下「スマートデバイス」という。）の利用者が増加傾向にあります。これらの要因により、インターネットサービス及びアプリケーションの利用、電子書籍の閲覧等、スマートデバイスによるコンテンツ利用シーンが拡大しております。

このような経営環境のもと、当社は引き続き、モバイルコンテンツ事業の持続的な成長と関連事業の育成を進めてまいりました。

当社は、昨今の経済情勢の変化に対応するため、より一層のお客様視点に立った事業運営を目指し、『デココレ』『photodeco+』等のコミュニケーションコンテンツ領域及び『森のえほん館』等のファミリーコンテンツサービス領域の一層のサービス強化を進めてまいりました。

この結果、営業キャッシュ・フローは大幅に改善し5期ぶりのプラスを計上しましたが、営業利益は継続的な利益の確保がなされず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在していると判断しております。

この改善策といたしまして、収益基盤の確立を進める一環として、業務の見直しと効率化を早急に推進し、機動的に部門収益の改善と、事業部門と管理部門が一体となり、より一層の経費削減を進めております。

事業資金面については、引き続き取引金融機関と良好な関係にあり、当面の事業資金は確保されておりますが、モバイルコンテンツ業界を取り巻く環境の変化や事業競争環境が激しいこと等もあり、平成29年3月期の業績予想においても、利益面の回復には至っていないため、前期から引き続いて当期純損失となる見込みです。

このような状況下において、平成29年4月の社債償還に備える必要があるとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保と育成への積極的な取り組みが行えていない状況であり、可及的速やかに資本増強を行うことが必要不可欠な状況であります。

一方で、イラスト等のデジタルコンテンツの確保にあたり、クリエイター支援サイト「CREPOS（クリポス）」等によって、約12,700名（平成28年3月期末現在）の外部クリエイターをネットワーク化しております。今後は更に、自らの作品を日常で活かしたいというクリエイターの希望に答えつつ、このクリエイターネットワークを有効活用したWebデザイナー等の人材の確保の場としての機能強化を図り、ユーザーや取引先への受託サービスを提供する機会を増やし、収益貢献に繋げることが重要だと考えております。そして、新たに労働者派遣事業の許可を取得することによって、営業の幅を広げ、既存のSES事業と労働者派遣事業を兼ねた、CCS事業の事業化を進めることを検討しております。

労働者派遣事業は、一般的に参入障壁が低いことから、市場規模と比較して事業者数が多いのが現状です。然しながら、平成27年9月の労働者派遣法の改正施行により届出制による特定労働者派遣事業の制度が廃止され、全ての労働者派遣事業が新たな許可基準に基づく許可制となることにより参入厳格化が進んでおります。また、当社がターゲットとするクリエイターを活用したCCS事業はニッチな分野であり、コンペティターは限られると考えております。

当然、CCS事業に関する十分なノウハウ、資金及び人材の確保は必要不可欠であり、また、既存のモバイルコンテンツ事業への新規投資及び人材の確保も必要不可欠であると考えております。更に、平成24年4月に主として短期運転資金及び長期設備投資資金として発行しておりました第1回無担保社債200百万円が、平成29年4月に償還予定となり、その社債償還に備えるため、財務状況を鑑みると、事業の継続と成長及び収益基盤の構築のためには、早期の資金調達は緊急かつ最大の経営課題であると考えております。

そこで、資金調達方法について、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。

代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については、当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在している状況では難しく、また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいと判断しました。

公募増資による新株式発行の場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く適切ではないと判断しました。

いわゆるMSCBやMSワラントに該当する転換価額修正条項付新株予約権付社債又は行使価額修正条項付新株予約権については、発行後においても転換価額又は行使価額が固定されておらず、またMSCBに関しては潜在株式数も発行時に固定されないため、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に及ぼす影響が大きく適切ではないと判断しました。

以上の理由から、今回の資金調達については、まず平成29年4月の社債償還に備える十分な財務体質の強化と継続企業として安定した資金の確保を行うために、当社の資金需要及び割当予定先の資金余力等も勘案し、割当予定先との協議の結果、本新株式及び本新株予約権の発行によって資金を確保するとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業の発展並びにCCS事業の開始を想定した取り組みを行うための資金需要に、本新株予約権の発行により備えることといたしました。

一方で、第三者割当増資を実施した場合には、株主の持分割合の希薄化が生じることから、第三者割当増資の規模及び割当予定先の選定については、慎重に検討を行ってまいりました。

上記検討を踏まえ、当社の資金需要を満たし、今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は第三者割当増資になると判断しました。第三者割当増資のために当社は様々な割当予定先の検討を行ってまいりましたが、筆頭株主であり、かつ創業者でもある永田万里子氏から当社株主でもある永田浩一氏（議決権比率：4.93%）と合同会社サウスウインド（議決権比率：0.90%）の代表社員黒田喜久氏（議決権比率：0.08%）と業務執行社員橋茂昌氏（議決権比率：0.42%）をご紹介いただき、いずれも既にご内諾をいただいております。

なお、永田浩一氏は創業者かつ筆頭株主の永田万里子氏とは親交があり、永田万里子氏及び株式会社エムワイエヌに次ぐ株主でもあります。また、黒田喜久氏及び橋茂昌氏も永田万里子氏とは親交を有しており、かつ当社社外取締役鶴崎俊也とも親交を有しており、そのことから、本新株式により取得する当社株式を安定株主として長期保有する方針であることを確認しております。

よって、新株式の発行と新株予約権の発行の形式をとった理由は、今回の第三者割当の目的である社債償還資金の確保は、当社の継続性の観点から緊急性を有するため、資金調達を個別の権利行使にかからせるのではなく早期に一定額の調達を行う必要があることから、その大部分を本新株式により備えることとした一方、上記社債償還資金の残余を確保する手段を得るとともに、モバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業並びにCCS事業の運転資金等について、具体的な事業遂行に伴う資金需要に合わせて柔軟に資金調達を行うことができるよう、本新株予約権の発行も合わせて行うこととしました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

氏名	永田 浩一
住所	神奈川県横浜市
職業の内容	株式会社Vグループ 代表取締役 （所在地：東京都中央区、業務内容：グループ管理事業） 株式会社VASDA Holdings 代表取締役 （所在地：東京都中央区、業務内容：グループ管理事業） 株式会社ヴァスダックインターバンクシステム 代表取締役 （所在地：東京都中央区、業務内容：SES事業） 株式会社ヴァスダックキャピタル 代表取締役 （所在地：東京都中央区、業務内容：グループ寮積立て口座管理事業）

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	永田浩一氏は当社普通株式を580,000株保有しています。
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術または取引等関係	該当事項なし

##### a．割当予定先の概要

氏名	黒田 喜久
住所	千葉県松戸市
職業の内容	IPOキャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役 （所在地：東京都千代田区、業務内容：IPO支援業務、エクイティファイナンス設計支援業務、M&A戦略構築支援業務、IR戦略構築支援業務） 合同会社サウスウインド 代表社員 （所在地：東京都品川区、業務内容：有価証券の取得及び保有）

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	黒田喜久氏は当社普通株式を10,000株保有しています。また、黒田喜久氏が代表社員である合同会社サウスウインドは、当社普通株式を106,000株保有しています。
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術または取引等関係	該当事項なし

##### a．割当予定先の概要

氏名	橘 茂昌
住所	東京都品川区
職業の内容	株式会社トゥゲザーアライヴ 代表取締役 （所在地：東京都品川区、業務内容：ビジネスプロデュース業務） 合同会社サウスウインド 業務執行社員 （所在地：東京都品川区、業務内容：有価証券の取得及び保有）

## b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	橘茂昌氏は当社普通株式を50,000株保有しています。
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術または取引等関係	該当事項なし

## c．割当予定先の選定理由

当社は、上記「資金調達目的」のとおり、社債償還資金の確保及びモバイルコンテンツ事業及びファミリーコンテンツ事業並びにCCS事業の運転資金等の確保のため、本第三者割当を確実に実施する必要性がありました。

時同じくして、創業者かつ筆頭株主の永田万里子氏は、特に創業者ということもあり、退任後においても、当社の業績に対して関心を有していたとのことであり、他方で当社の業績が数年間低迷を続けたことから、その財務内容や業績改善に関する具体的な対応策にも関心を有していたとのことです。

そこで、当社企業状況をご理解いただき、当社の将来性を見込んで出資いただける候補として、平成28年7月に永田万里子氏より当社株主でもある永田浩一氏と合同会社サウスウインドの代表社員黒田喜久氏と業務執行社員橘茂昌氏をご紹介いただきました。

そこで、本第三者割当の趣旨を説明し、出資の検討をお願いいたしました。その結果、当社の経営方針に賛同いただき、出資の申し出をいただきました。

## d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数	
永田 浩一	新株式	700,000株
	新株予約権	750個
	(その目的となる株式)	750,000株)
黒田 喜久	新株式	175,000株
	新株予約権	375個
	(その目的となる株式)	375,000株)
橘 茂昌	新株式	175,000株
	新株予約権	375個
	(その目的となる株式)	375,000株)

## e．株券等の保有方針

永田浩一氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式及び新株予約権の行使により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨を確認しており、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を口頭にて受けております。

また、永田浩一氏の間では、払込期日から2年間において当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

黒田喜久氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨及び、新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨を口頭で確認しております。

また、黒田喜久氏の間では、払込期日から2年間において当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

橘茂昌氏と当社は、同氏との間において、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、本新株式発行により取得する当社株式は、長期的視点に立った保有方針である旨及び、新株予約権の行使により取得する当社株式は、株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨を口頭で確認しております。

また、橘茂昌氏の間では、払込期日から2年間において当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

永田浩一氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、十分な財産を有することを口頭で確認しております。

黒田喜久氏からは、預金通帳の写しを受領して、黒田喜久氏が代表取締役であるIPOキャピタルパートナーズ株式会社からの借入によって、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、新株予約権を行使、売却することにより、行使資金を調達していく方針とのことです。

橘茂昌氏からは、預金通帳の写しを受領して、橘茂昌氏が代表取締役である株式会社トゥゲザーアライヴからの借入によって、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを当該預金通帳の写し及び口頭で確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、新株予約権を行使、売却することにより、行使資金を調達していく方針とのことです。

g．割当予定先の実態

割当予定先である永田浩一氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である黒田喜久氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先である橘茂昌氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、また、同氏が反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確約書を受領しています。同氏が反社会的勢力であるか否かについては、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（住所：東京都千代田区神田駿河台3-2-1、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。これらにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### 本新株式

本新株式に係る発行価額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本新株式の1株当りの発行価額につきましても、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年9月6日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準とし、134円（ディスカウント率6.94%）を発行価額といたしました。

当該発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日）（以下「日証協指針」という。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価格のディスカウント率につきましては、当社が継続的な利益の確保がなされず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が潜在的に存在しており、平成29年3月期の業績予想においても、利益面の回復には至っていないため、前期から引き続いて当期純損失となる見込み等の経営状況を勘案し、割当予定先の代表として黒田喜久氏と協議いたしました（なお、黒田喜久氏が、上記のように割当予定先の代表としての役割を担ったのは、同人が永田浩一氏及び橘茂昌氏と親交があったためです。）。その結果、当社取締役会といたしましては、割当予定先からの要望及び当社の経営状況から割当予定先

に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の皆様の利益を考慮するため、日証協指針を参考に上記のディスカウント率にて本新株式を発行することにつき、当社は割当予定先に特に有利な発行価額ではないと判断し、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により決議いたしました。

なお、当該発行価額は、取締役会決議日前日までの直前1か月の終値平均値145.2円(ディスカウント率7.71%)、同決議日前日までの直前3か月の終値平均値154.7円(ディスカウント率13.38%)、同決議日前日までの直前6か月の終値平均値160.4円(ディスカウント率16.46%)となっております。

なお、本新株式の発行に関して取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)の全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日証協指針に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な発行価額ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である公認会計士三嶋良英事務所(住所:福岡県福岡市中央区大名2丁目10番4号シャンポール大名D-606 代表者:三嶋良英)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。公認会計士三嶋良英事務所は、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、基準となる当社株価144円、行使価額144円、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)92.40%、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.18%、配当率0.00%、取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性等を参考に公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。その算定結果報告書において、公認会計士三嶋良英事務所の算定評価による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は1,390円です。当社はその結果を受けて、発行価額を公正価値評価額である1個当たり1,390円と決定いたしました。また、行使価額につきましても、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日(平成28年9月6日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場にける当社普通株式の終値の144円といたしました。また、この行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均145.2円に対するディスカウント率は0.83%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均154.7円に対するディスカウント率は6.92%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均160.4円に対するディスカウント率は10.22%となっております。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件(以下単に「発行条件」という。)につき十分に討議、検討を行った結果、当社は割当予定先に特に有利な発行条件でないと判断し、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。併せて、出席監査役3名(うち2名は社外監査役)から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である公認会計士三嶋良英事務所に依頼し発行価額を定めていること、過去の株予約権発行による通常の新株予約権発行と比較し不当とはいえず、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現在の当社の発行済株式総数は、11,776,900株(議決権の総数は117,755個)で、本新株式発行による発行株式数は1,050,000株(議決権の総数は10,500個)となります。また、本新株予約権の目的である株式の総数は、1,500,000株(議決権の総数は15,000個)となります。よって、これらを合算すると、発行される株式数は2,550,000株(議決権の総数は25,500個)となり、現在の当社の発行済株式総数に対して、21.7%の割合(議決権総数に対する割合21.7%)で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資は、「資金調達目的」に記載のとおり、現状の当社の財務状況、今後の事業展開等を鑑みると、本新株式及び本新株予約権の発行は、将来の当社の企業価値及び株主価値の向上が期待されるものであり、希薄化の程度を踏まえても今回の募集規模は合理的であると考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の保有方針は純投資であり、長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針とのことですが、当社株式の過去3年間の1日当りの平均出来高は531,381株であり、直近6ヶ月間の同出来高においても102,355株となっており、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数750,000株を行使期間である3年間で行使売却するとした場合の1日当りの数量は685株となり、上記1日当りの出来高の0.13%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
永田 浩一	神奈川県横浜市	580,000	4.93%	2,030,000	14.17%
永田 万里子	東京都渋谷区	1,370,800	11.64%	1,370,800	9.57%
株式会社エムワイエヌ	東京都渋谷区桜丘町23番17号	840,900	7.14%	840,900	5.87%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	262,700	2.23%	262,700	1.83%
橘 茂昌	東京都品川区	50,000	0.42%	225,000	1.57%
石川 靖文	東京都大田区	211,000	1.79%	211,000	1.47%
山下 博	大阪府泉南市	207,100	1.76%	207,100	1.45%
前田 直寛	神奈川県川崎市	201,800	1.71%	201,800	1.41%
野村證券株式会社野村ネット& コール	東京都千代田区大手町二丁目2 番2号	194,500	1.65%	194,500	1.36%
黒田 喜久	千葉県松戸市	10,000	0.08%	185,000	1.29%
計	-	3,928,800	33.36%	5,728,800	39.99%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を300株保有しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式の発行数に係る議決権数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 本新株予約権の行使により交付される株式は、その割当予定先である黒田喜久氏及び橘茂昌氏の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」に反映しておりません。

4. 本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び議決権数に対する所有議決権数の割合が変動いたします。

5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期、提出日平成28年6月27日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年9月7日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年9月7日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

(1) 後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年9月7日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、平成28年7月6日に臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

#### 1. 提出理由

当社は、平成28年6月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
上原 彩美 (昭和59年12月26日生)	代表取締役社長		平成28年6月25日	70,000株

所有株式数につきましては、平成28年3月31日現在の株式数を記載しております。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
谷内 進 (昭和39年3月8日生)		代表取締役社長	平成28年6月25日	9,750株

所有株式数につきましては、平成28年3月31日現在の株式数を記載しております。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
上原 彩美	平成16年12月 リアルタイムメディア(株) 設立 代表取締役社長 平成25年4月 リアルタイムアニバーサリー(株) 代表取締役社長 平成25年7月 リアルタイムコンバート(株) 設立 代表取締役社長 平成26年1月 リアルタイムカーネル(株) 代表取締役社長 平成26年4月 リアルタイムエクスプローラー(株) 設立 代表取締役社長 平成26年5月 ファンレボ(株) 取締役 平成28年6月 リアルタイムメディア(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 リアルタイムアニバーサリー(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 リアルタイムコンバート(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 リアルタイムカーネル(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 リアルタイムエクスプローラー(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 ファンレボ(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）

(2) 後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成28年9月7日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成28年7月7日に臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1. 提出理由

平成28年6月25日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

紀伊 克彦、上原 彩美、中島 洋介を取締役に選任するものであります。

鴫崎 俊也、佐々木 吉博を社外取締役を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案					
紀伊 克彦	47,061	811	-	(注)	可決 87.18%
上原 彩美	47,093	779	-		可決 87.24%
中島 洋介	47,059	813	-		可決 87.18%
鴫崎 俊也	47,083	789	-		可決 87.22%
佐々木 吉博	47,054	818	-		可決 87.17%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 至	平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年6月27日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	(第17期第1四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月10日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月20日

株式会社アイフリークモバイル  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークモバイルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイル及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイフリークモバイルの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アイフリークモバイルが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月20日

株式会社アイフリークモバイル  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークモバイルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイルの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  - 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 9 日

株式会社アイフリークモバイル  
取締役会 御中

### 監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークモバイルの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイルの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。